

「仏暦二五五四年労働安全・衛生・環境 法令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年労働安全・衛生・環境法令

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五四年労働安全・衛生・環境法令（プララーチャバンヤット・クワームプロードパイ・アチワアナーマイ・レ・スパープウェードローム・ナイ・ガーンタムガン）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日から180日後に施行する。[注／官報公示日は二〇一一年一月一七日]

第三条

本法令は以下には適用しない。

- (一) 中央官庁、地方官庁及び地方公共団体。
- (二) 省令で規定したその他の事業の全部または一部。

中央官庁、地方官庁、地方公共団体及び第一段に基づく省令で定めたところのその他事業は、自己の部署内の労働安全・衛生・環境面を本法令に基づく労働安全・衛生・環境基準を下回らないよう管理、運用措置があるようにする。

第四条

本法令において、

「労働安全・衛生・環境（クワームプロードパイ・アチワアナーマイ・レ・スパープウェードローム・ナイ・ガーンタムガン）」とは、労働による、または労働に係る生命、身体、精神または健康衛生に対する危険をもたらす事由をなくす行為、もしくは労働形態を意味する。

「使用者（ナーイチャーン）」とは、労働保護法に基づく使用者に加え、いずれかの者を事業所内で働かせる、もしくは事業所に収益をもたらせるようにすることに同意した事業者も意味する。このときその労働もしくは収益がその事業者の責任下にある製造プロセスまたは事業の一部か全部であるかを問わない。[注／派遣など非正規雇用形態で労働者を雇用する者も含ませる意図からこのような規定にしたものと推測される]

「被雇用者（ルークチャーン）」とは、労働保護法に基づく被雇用者に加え、その呼称のいかんに関わらず、使用者の事業所内で働く、もしくは収益をもたらすことに同意を受けた者も意味する。

「管理職者（プーポリハーン）」とは、作業ユニットの管理者レベル以上の被雇用者を意

味する。

「作業チーフ（フアナーガーン）」とは、作業ユニットの職務に基づき被雇用者を管理、監督、指揮する、または作業を命じる職務を果たす被雇用者を意味する。

「労働安全担当者（ジャオナーティール・クワームプロードパイ・ナイ・ガーンタムガーン）」とは、本法令に基づき労働安全・衛生・環境面で職務を果たすよう使用者が任命した被雇用者を意味する。

「事業所（サターンプラコーブキチャカーン）」とは、作業ユニットで働く被雇用者を抱える使用者の各地の作業ユニットを意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、労働安全・衛生・環境委員会を意味する。

「基金（ゴーントゥン）」とは、労働安全・衛生・環境基金を意味する。

「安全検査官（パナックガーン・トルワット・クワームプロードパイ）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「局長（アティボディ）」とは、労働福祉・保護局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

労働大臣を本法令の主務大臣とし、労働大臣は本法令の執行のために安全検査官の任命、省令・布告・規則を制定するほか、本法令末尾のレート上回らない手数料を定める、または手数料を免除する省令を制定する権限を有する。

安全検査官の任命では、資格、任務遂行における範囲、権限義務及び要件を定めなければならない。

省令、布告、規則は官報で公示した時に施行することができる。

第一章

総則

第六条

使用者は事業所及び被雇用者が安全で衛生的な労働形態及び労働環境にあるようにし、監督する義務を有するとともに、被雇用者が生命、身体、精神及び健康衛生上の危険にさらされないよう被雇用者の実施を奨励支援する義務を有する。

被雇用者は被雇用者及び事業者が安全であるよう労働安全・衛生・環境面の実施及び奨励において使用者と協力する義務を有する。

第七条

本法令が費用支出を伴う何らかの実施義務を定めている場合、使用者がそのための費用拠出者となる。

第二章

労働安全・衛生・環境面の運営、管理及び実施

第八条

使用者は労働安全・衛生・環境面で、省令で定めた標準に従うよう運営、管理及び実施する。

第一段に基づく標準の規定は、使用者が何らかの書類またはリストを作成し、省令で定めるところに基づく者もしくは法人から検査または保証を受けるようにする。

被雇用者は第一段に定めた標準に基づく労働安全・衛生・環境面の原則に従う義務を有する。

第九条

第八条に基づき制定された省令で定められた標準に従った労働安全・衛生・環境の奨励のための検査、調査、試験、保証、リスク評価、及び研修または助言でサービス提供を望む者は、労働福祉・保護局労働安全事務所に登録しなければならない。

第一段に基づく登録申請者の資格、登録、登録書代用書の発行、登録の取消、サービス料金設定、及びサービス方法は、省令で定めた原則、方法、要件に従う。

第一〇条

労働福祉・保護局労働安全事務所が第九条に基づく登録を受け付けない、または登録を取り消した場合、登録申請者または登録取り消しを受けた者は、登録を受け付けない、もしくは登録の取り消しについて通知を受けた日から30日以内に、局長に対し文面で不服を申し立てる権利を有する。

局長の決定は最終的なものとする。

第一一条

第八条に基づき制定された省令で定められた標準に従った労働安全・衛生・環境の奨励のための検査、調査、試験、保証、リスク評価、及び研修または助言でサービス提供を望む法人は、局長から許可書を取得しなければならない。

第一段に基づく許可申請者の資格、許可申請、許可、許可書の延長申請、許可書代用書の交付、許可書の使用停止及び取消、サービス料金設定、及びサービス方法は、省令で定めた原則、方法、要件に従う。

第一二条

局長が第一一条に基づく法人に対し、許可書を交付しない、許可書の延長をしない、許

可書の代用書を交付しない、または許可書の使用を停止、もしくは取り消した場合、その法人は、局長から許可書を交付しない、または許可書を延長しない、もしくは許可書の取消の通知書を受け取った日から30日以内に、委員会に対し文面で不服を申し立てる権利を有する。

委員会の決定は最終的なものとする。

第一三条

使用者は労働安全担当者、省令で定められた原則、方法及び要件に従った事業所内安全面での実施のための者、作業ユニットまたはグループがあるようにする。

労働安全担当者及び第一段に基づく者は労働福祉・保護局に登録しなければならない。

第九条第二段及び第一〇条の規定を労働安全担当者の登録にも準用する。

第一四条

使用者が生命、心身または健康衛生上、被雇用者に危険が及ぶ労働状況または労働環境下で被雇用者を働かせる場合、使用者は被雇用者が作業に入る、作業を変更する、もしくは作業地を変更する前に、被雇用者に作業により生じるおそれのある危険について知らせ、被雇用者全員に実施マニュアルを配る。

第一五条

使用者が局長の警告、命令もしくは決定、安全検査官の命令、または委員会の本法令に基づく実施についての決定を受けた場合、使用者は通知を受けた日から15日以上にわたって事業所の視認しやすい場所に当該警告、命令もしくは決定を告知または掲示する。

第一六条

使用者は労働安全・衛生・環境面で安全な管理及び実施があるようにするため、管理職者、作業チーフ及び被雇用者全員が労働安全・衛生・環境の研修訓練を受けるようにする。

使用者が生命、心身または健康衛生上、被雇用者に危険が及ぶような作業に被雇用者を就かせる、変更する、作業地を変更する、または危険な機械もしくは設備への変更がある場合、使用者は作業に入る前に被雇用者全員に研修訓練を受けるようにする。

第一段または第二段に基づく研修訓練は、局長が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第一七条

使用者は事業所の視認しやすい場所に、危険を警告するサイン、及び労働安全・衛生・環境に係る標識に加え、局長が布告規定したところに基づく使用者及び被雇用者の権利と義務を示す内容を掲示する。

第一八条

複数の事業所を有する場合、全ての事業所の使用者は、本法令に従った労働安全・衛生・環境面の実施に共同で義務を有する。

第一段に基づく事業所で働く被雇用者に加え、使用者のものではない別の事業所で働く被雇用者は、その事業所の労働安全・衛生・環境に係る原則に従わなければならない。

第一九条

使用者が建物、場所、道具、機械、機器または何らかの物を借りて事業所で使う場合、使用者は第八条に基づき制定された省令で定めた標準に基づき、その借りた建物、場所、道具、機械、機器またはその他の物に係る労働安全・衛生・環境面の実施で権限を有する。

第一段に基づく実施は、貸した建物、場所、道具、機械、機器またはその他の物の所有者、もしくは賃貸人に損害賠償または補償の請求、賃貸契約の解消といった権利を生じさせない。

第二〇条

管理職者または作業チーフは第八条、第一六条、第一八条及び第二二条の遵守のため使用者及びその他の者を支援し、協力する義務を有する。

第二一条

被雇用者は作業形態及び責任エリアを考慮して、生命、心身及び健康衛生に安全なように第八条に基づき制定された省令で定めた標準に従った労働環境を維持する義務を有する。

被雇用者が瑕疵または損壊を知り、かつ自ら解決できない場合、労働安全担当者、作業チーフ、または管理職者に知らせ、労働安全担当者、作業チーフまたは管理職者は使用者に遅滞なく文面で通知する。

作業チーフが被雇用者の生命、心身、健康衛生に危険な瑕疵、損壊を知った場合、直ちに責任の範囲または委任を受けた範囲でその危険を防ぐようにしなければならない。防ぐことができない場合、遅滞なく管理職者または使用者に知らせ、解決してもらう。

第二二条

使用者は局長が布告規定した標準を得た個々の安全保護具を用意し、被雇用者に着用させるようにする。

被雇用者は第一段に基づく安全保護具を着用し、作業中にわたって作業の性質及び態様に基づき使用できるよう安全保護具を維持する義務を有する。

被雇用者が当該安全保護具を着用しない場合、使用者は当該安全保護具を着用するまでその作業を中止するよう被雇用者に命じる。

第二三条

労働保護法に基づく下請け及び孫請け業者は使用者と同様に、被雇用者の労働安全・衛生・環境面での実施義務を有する。

使用者が下請けの場合、同じ事業知内で働く被雇用者を有する下請け業者が、順に直接下請け業者に至るまで、事業地が安全な作業状態を有し、労働環境が被雇用者全員に安全であるようにする共同責任を有する。

第三章 労働安全・衛生・環境委員会

第二四条

労働省次官を委員長とし、汚染管理局长、疾病管理局长、職能開発局长、公共土木・国土計画局长、工場局长、地方行政局长及び労働福祉・保護局长、使用者代表と被雇用者代表8人ずつ、大臣が任命した5人の有識者を委員とする「労働安全・衛生・環境委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

大臣が任命した労働福祉・保護局の公務員を書記とする。

第一段に基づく使用者代表委員と被雇用者代表委員の選出及び退任は、大臣が布告規定した原則、方法及び要件に従い、男女の共同参画に配慮する。

有識者は安全性、職業衛生及び労働環境に係る知識、専門性、業績もしくは経験を有し、男女の共同参画に配慮する。

第二五条

委員会は以下の権限義務を有する。

(一) 安全性、職業衛生及び労働環境開発における政策、計画または対策について大臣に意見を具申する。

(二) 本法令に基づく施行のための省令、布告及び規則制定で大臣に意見を具申する。

(三) 労働安全・衛生・環境の振興について政府機関に提案する。

(四) 第一二条、第三三条第三段、及び第四〇条第二段に基づく不服申し立てで判定を下す。

(五) 本法令またはその他の法律で委員会の権限義務と規定されたところに基づく、または大臣が委任したところに基づくその他の実施。

第二六条

有権者委員は2年の任期を有し、再任されることができる。

任期満了前に有識者委員が退任した場合、大臣は代替りの委員を任命し、その代わりに任命された委員の任期は前任者の残り任期と同じとする。

有識者委員が任期満了に伴い退任したが、新たな委員がまだ任命されていない場合、その委員は新たな委員が就任するまで引き続き任に当たる。

第二七条

第二六条に基づく任期による退任のほか、有識者委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 相当の事由なく会議を連続して3回欠席し、大臣が解任した。
- (四) 破産した。
- (五) 心神喪失者または心神耗弱者となった。
- (六) 無能力者または準無能力者となった。
- (七) 本法令に基づく違法行為で有罪判決を受けた。
- (八) 確定判決で禁錮刑となった。ただし軽犯罪、過失罪、名誉毀損罪は除く。

第二八条

委員会の会議は少なくとも使用者代表委員1人、被雇用者代表委員1人を含む全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

不服申し立て審査のための会議において第一段に基づく定足数に足りない場合、その会議が召集された日から15日以内にもう一度会議があるようにする。後のほうの会議において使用者代表委員または被雇用者代表委員が欠席したとしても、全委員数の半数以上が出席すれば会議は成立するものとみなす。

いずれかの会議において委員長が欠席、または任務を果たせない場合、出席した委員がその会議における議長を互選する。

会議での決議は多数決による。委員1人は1票を有し、票数が同じ場合は議長が決定票を投じる。

第二九条

委員会は委員会の委任に基づき何らかの検討または実施をさせるために小委員会を任命する権限を有する。委員会は小委員会の会議成立の要件及び方法を定める。

第三〇条

本法令に基づく任務遂行において委員及び小委員は、財務省の承認により大臣が定めた規則に基づき、会議手当及びその他の報酬を受け取る。

第三一条

労働省労働福祉・保護局は委員会の事務業務で責任を有し、以下の権限義務を有する。

- (一) 労働安全・衛生・環境面で政策、計画、プロジェクトを作成し、委員会に提出するために労働安全・衛生・環境面のデータを探求、収集及び分析する。
- (二) 労働安全・衛生・環境標準の制定指針を作成し、委員会に提出する。
- (三) 労働安全・衛生・環境面の実践計画を作成し、委員会に提出する。
- (四) 委員会、及び小委員会、関係機関の計画及び実施を調整する。
- (五) 委員会の決議に基づく業務の結果を追跡、評価する。
- (六) 委員会の事務責任。
- (七) 委員会または小委員会が委任したその他任務の遂行。

第四章 監督

第三二条

労働安全・衛生・環境面での実施の管理、監督、維持に資するために、使用者は以下を実施する。

- (一) 危険評価。
- (二) 被雇用者に影響を及ぼす労働環境状況の影響調査。
- (三) 労働安全・衛生・環境面の実施計画の作成、並びに被雇用者及び事業所の監督計画の作成。
- (四) (一) (二) 及び (三) に基づく危険評価、影響調査、実施計画及び監督計画の局長または局長が委任した者への提出。

第一段に基づく実施における原則、方法及び要件、実施が必要な事業種、事業規模、並びに実施期間は大臣が官報公示により定めたところに従う。

第一段に基づく実施において、使用者は労働安全・衛生・環境面の専門家からの助言に従い、保証を受けなければならない。

第三三条

労働安全・衛生・環境面の専門家となる者は、本法令に基づき局長から許可書を取得しなければならない。

第一段に基づく許可書の申請、交付、専門家の資格、許可書取得者の管理、許可書の延長、許可書の代用書交付、許可書の使用停止及び取消は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第一二条の規定を労働安全・衛生・環境面の専門家の許可に準用する。

第三四条

事業所で重大な事故が生じた、または被雇用者に作業上の危険が生じた場合、使用者は以下を実施する。

(一) 被雇用者が死亡した場合、使用者は電話、ファクシミリ、またはその他の方法で直ちに安全検査官に詳細について通知し、被雇用者の死亡日から7日以内に文面で詳細と原因について知らせる。

(二) 火災、爆発、化学物質漏洩、またはその他の重大な事故により事業所が被害を受けた、もしくは生産を中止しなければならなくなった、または事業所内の者が危険もしくは被害を受けた場合、使用者は電話、ファクシミリ、またはその他の方法で直ちに安全検査官に通知し、事故発生日から7日以内に文面で原因、解決策及び再発防止方法について知らせる。

(三) 労災補償金法に基づく危害を受けた、または傷病になった被雇用者がいる場合、使用者が当該法律に基づき社会保険事務所にその危害、傷病を通知した時、使用者は7日以内に安全検査官にその通知文書の写しを送付する。

第一段に基づく文面による通知は、局長が布告規定した書式に従い、安全検査官は通知を受けた後、速やかに検査を実施、危険防止策を探る。

第五章 安全検査官

第三五条

本法令に基づく任務遂行において、安全検査官は以下の権限を有する。

- (一) 勤務時間内または事故発生時に使用者の事業所もしくは事務所に立ち入る。
- (二) 労働安全・衛生・環境に係る労働環境状況について検査し、映像・音響を記録する。
- (三) 事業所内の機械または機器設備の検量もしくは検査で道具を使用する。
- (四) 安全に係る分析のために資材または製品のサンプルを収集する。
- (五) 権限の範囲内で事実関係を聞き取り調査する、または何らかの件で調査し、関係者に説明させる。並びに関係する証拠書類を調査する、もしくは送付させ、局長に速やかに危険防止策を提言する。

第三六条

使用者、被雇用者もしくは関係者が本法令、または本法令に基づき制定された省令に違反している、もしくは従わないことを安全検査官が見つけた場合、または被雇用者に危険をもたらす労働安全・衛生・環境、建物、場所、被雇用者の使用する機械もしくは設備を見つけた場合、安全検査官はその者に30日以内に違反行為をやめさせる、解決、改善、または是正もしくは相当の実施を命じる権限を有する。当該期間内に終えることができない必要な事由がある場合、安全検査官は当該期間の終了日から1回につき30日、2回まで期間を延長することができる。

必要な場合、局長または局長が委任した者から許可を得た時に、安全検査官は機械、機

器設備、建物の一時的な使用中止命令、または安全検査官の命令に基づく実施中に被雇用者に重大な危険をもたらすおそれのある物の全部もしくは一部の封印命令を出す権限を有する。使用者が第一段に基づく安全検査官の命令に基づき正しく解決した時、使用者は当該命令の取消のため局長または局長が委任した者に通知する。

第三七条

使用者が第三六条に基づく安全検査官の命令に従わなかった場合、労働福祉・保護局が代わりに立ち入り実施することが相当となる重大な危険が生じる事由があるのであれば、局長または局長が委任した者はその命令に従った解決を安全検査官に命じる、またはいずれかの者に解決を委任する権限を有する。その場合、使用者は解決のために必要な費用を抛出しなければならない

局長または局長が委任した者が第一段に基づく実施に入る前、使用者に定められた期間内に安全検査官の命令に従わせるための文面による警告がなければならない。当該警告は安全検査官の命令と同時に発することもできる。

第一段に基づく実施において労働福祉・保護局は実施費用立替金とするために基金からの支援金を申請し、使用者から費用を受け取った後に基金に返還する。

第三八条

第三七条に基づく実施費用を出さなかった使用者の資産押収、差し押さえ、競売を局長は文面で命じる権限を有する。ここに解決に使った実費として必要な分だけとする。

第一段に基づく押収、差し押さえ命令は、使用者に定められた期間内に費用を支払うよう文面で通知した後に命じることができる。その期間はその文面を使用者が受け取り、使用者が定められた期間内に支払わなかった日から30日以上でなければならない。

第一段に基づく資産の押収、差し押さえ、競売における原則、方法、要件は大臣が定めた規則に従う。ここに民事訴訟法に基づく原則、方法、要件を準用する。

競売によって得られた金銭は押収、差し押さえ、競売の費用を差し引き、第三七条に基づく費用抛出者でなければならない使用者の費用を支払う。残金があれば速やかに使用者に返還する。ここに安全検査官は書留郵便により残金返還申請のため通知書で知らせる。使用者が通知を受けた日から5年以内に返還申請しなかった場合、当該残金は基金に帰する。

第三九条

第三六条に基づく作業中止、または生産中止の間、使用者はその作業中止または生産中止に関係する被雇用者に対し、被雇用者が受け取るべき賃金またはその他報酬と同額を支払う。ただしその被雇用者が作業中止または生産中止の事由となる行為を意図的になした場合はその限りではない。

第四〇条

安全検査官が第三六条第一段に基づく命令を出した場合、使用者、被雇用者もしくは関係者が不服であれば、命令を知った日から30日以内に局長に対し文面で不服を申し立てる権利を有する。局長は不服申し立て日から30日以内に決定を下す。局長の決定は最終的なものとする。

安全検査官が第三六条第二段に基づく命令を出した場合、使用者、被雇用者もしくは関係者が不服であれば、命令を知った日から30日以内に委員会に対し文面で不服を申し立てる権利を有する。委員会は不服申し立て日から30日以内に決定を下す。委員会の決定は最終的なものとする。

不服申し立ては安全検査官の命令遵守を猶予しない。ただし局長または委員会が別段の命令を下し場合はその限りではない。

第四一条

任務遂行において安全検査官は関係者が求めた時に身分証明書を提示する。

安全検査官の身分証明書は大臣が布告規定した書式に従う。

第四二条

本法令に基づき、または裁判所に対し労働安全・衛生・環境面に係る訴えを起こした、もしくは証人となった、または証拠もしくはデータを提出した被雇用者を使用者が解雇する、または配置換えすることを禁じる。

第四三条

使用者、被雇用者または関係者が定められた期間内に第三六条に基づく安全検査官の命令に従った場合、使用者、被雇用者または関係者に対する刑事訴追は中断する。

第六章 労働安全・衛生・環境基金

第四四条

本法令に基づく労働安全・衛生・環境面の実施で使われる資金とするために、「労働安全・衛生・環境基金」と呼ぶ一基金を労働福祉・保護局内に設置する。

第四五条

基金は以下から構成される。

- (一) 政府が配分した原資。
- (二) (労災) 補償金法に基づく補償金基金から配分を受ける年次金。

- (三) 本法令への違反者からの罰金。
- (四) 政府からの助成金。
- (五) 寄付者のいる金銭または財産。
- (六) 基金の資金からの利得。
- (七) 第九条、第一一条、第一三条及び第三三条に基づく許可書及び登録証明書の手数料。
- (八) 基金の資金または資産から生じた果実。
- (九) その他の収入。

第四六条

基金の資金は以下の事業のために拠出される。

- (一) 労働安全・衛生・環境の振興及び労働安全・衛生・環境の開発、解決、運営。ここに労働安全・衛生・環境基金運営理事会の承認による。
 - (二) 労働安全・衛生・環境面の振興プロジェクトもしくは計画、研究支援及び開発に携わる国家機関、協会、財団、民間団体または個人への支援及び助成。
 - (三) 基金運営の費用及び第三〇条に基づく費用。
 - (四) 労働安全・衛生・環境インスティテュート運営への毎年の支援。
 - (五) 安全でない状況の解決のため、または労働事故及び疾病の発生防止のための使用者による借入。
 - (六) 第三七条に基づく実施における費用立替金。
- (一) (二) (三) (四) (五) 及び (六) に基づく実施は労働安全・衛生・環境基金運営理事会が定めた原則、方法、要件に従い、基金の年間利得の75%以内で(一) (二) 及び(三) に基づく実施費用として基金の利得金を当てる。

第四七条

第四五条に基づき受け取った基金の資金及び財産は国家収入として財務省に納めなくてもよい。

第四八条

労働福祉・保護局長を理事長、財務省代表、社会保険事務所代表、予算局代表、大臣が任命した有識者一人、使用者及び被雇用者代表5人ずつの理事から構成される「労働安全・衛生・環境基金運営理事会」があるようにする。

大臣が任命した労働福祉・保護局の公務員を書記とする。

第一段に基づく使用者代表及び被雇用者代表の選出は、両性の共同参画を考慮して大臣が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第四九条

第二六条、第二七条、第二八条第一段、第三段及び第四段を労働安全・衛生・環境基金運営理事会の就任、離任、会議に準用し、第二九条を労働安全・衛生・環境基金運営理事会の小委員会に準用する。

第五〇条

労働安全・衛生・環境基金運営理事会は以下の権限義務を有する。

- (一) 基金の監督、管理、運営。
- (二) 労働安全・衛生・環境面の実施における支援、助成、融資、支払い立替及び資金援助のための資金配分の検討。
- (三) 財務省の承認下における基金の資金受取り、支出、保管、利得追求に係る規則制定。
- (四) 援助金、助成金の提供、及び援助金、助成金の申請、支払い立替の認可、支払い立替の申請、資金貸付及び基金への返済の原則、方法、要件に係る規則制定。
- (五) 本法令またはその他の法律が労働安全・衛生・環境基金運営理事会の権限義務を規定した、または大臣が委任したところに基づくその他の実施。

第五一条

年度会計期末日から120日以内に、労働安全・衛生・環境基金運営理事会は主計局に基金の財務諸表と支出入報告書を提出し、主計局は検査、保証し、委員会に提出する。

委員会は当該財務諸表と支出入報告書を大臣に提出し、大臣は内閣に報告し、官報で公示する。

第七章 労働安全・衛生・環境インスティテュート

第五二条

労働安全・衛生・環境の振興のために労働安全・衛生・環境振興インスティテュートがあるようにする。労働安全・衛生・環境振興インスティテュートは以下の権限義務を有する。

- (一) 労働安全・衛生・環境に係る振興及び問題解決。
- (二) 労働安全・衛生・環境の振興のための開発と標準策定の支援。
- (三) 官民の労働安全・衛生・環境面の実施、振興、支援及び共同事業実施。
- (四) 労働安全・衛生・環境の人材開発面及び研究面の振興に係る研究。
- (五) 法律で定められたその他の権限義務。

労働省は大臣の監督下に労働安全・衛生・環境インスティテュートを設置する。ここに本法令の施行日から1年以内に設置する。

第八章 罰則規定

第五三条

使用者で第八条に基づき制定された省令で定めた標準に従わなかった、または違反した者は、1年以内の禁錮、もしくは40万パーツの罰金、またはその併科に処する。

第五四条

第八条第二段に基づき制定された省令に基づく保証、証拠書類もしくは報告の調査で義務を有する者で、保証または書庫書類もしくは報告の調査で虚偽の内容を記入した者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第五五条

第九条に基づき登録せずに、または第一条に基づき許可を得ずに検量、検査、試験、保証、リスク評価、研修実施、もしくは助言した者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第五六条

第一三条、第一六条または第三二条に従わなかった使用者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第五七条

第一四条または第三四条に従わなかった使用者は、5万パーツ以下の罰金に処する。

第五八条

第一五条または第一七条に従わなかった使用者は、3か月以内の禁錮、もしくは10万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第五九条

第一八条第一段に従わなかった使用者は、1年以内の禁錮、もしくは40万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六〇条

第一八条第二段に従わなかった者は、3か月以内の禁錮、もしくは10万パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六一条

相当の事由なく第一八条に基づく使用者の実施を妨害した、または安全検査官もしくは第二七条第一段に基づき委任された者の任務遂行を妨害した者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六二条

第二二条第二段または第二三条に従わなかった者は、3か月以内の禁錮、もしくは10万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六三条

第三三条に基づき許可書を取得せずに労働安全・環境・衛生面の専門家として行為をなした者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六四条

第三五または第三六条第二段に基づく安全検査官の任務遂行を妨害した、もしくは便宜を供しなかった者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六五条

第三六条第一段に基づく安全検査官の命令に違反した、または従わなかった者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六六条

第三六条第二段に基づく安全検査官の命令に従わなければならない期間に、安全検査官が使用中止を命じた、または封印した物を再び使用するために、命令に違反した、または何らかの行為をなした者は、2年以内の禁錮、もしくは80万バツ以下の罰金、またはその併科に処するとともに、命令に従うまで1日につき5000バツ以下の罰金に処する。

第六七条

第三九条に従わなかった使用者は、1回につき5万バツ以下の罰金に処する。

第六八条

第四二条に違反した使用者は、6か月以内の禁錮、もしくは20万バツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第六九条

違法行為者が法人の場合、その法人の違法行為がいずれかの者の命令もしくは行為により生じた、または命令しなかったことにより生じた場合、その法人のマネージングダイレクター、もしくは業務責任者の義務である行為をなさなかったのであれば、その者はその違法行為について規定した罰則に処する。

第七〇条

本法令に基づく遂行により使用者が非公開としていた使用者の事業に係る何らかの事実関係を知り、これを公開した者は、1か月以内の禁錮、もしくは4万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。ただし本法令に資するため、または労働保護、労働関係、もしくは捜査、裁判に資するための公務上の公開であればその限りではない。

第七一条

本法令に基づく違法行為で禁錮刑が1年以内、または罰金が40万バーツ以下の違法行為は、以下の者が違法行為者の禁錮刑、もしくは起訴が相当でないと判断したとき、略式処分にする権限を有する。

(一) バンコク都内で生じた違法行為であれば局長、または局長が委任した者。

(二) 地方県で生じた違法行為であれば県知事、または県知事が委任した者。

捜査において捜査官が第一段に基づく略式処分が相当の違法行為を発見し、その違法行為者が略式処分に同意すれば、その同意した日から7日以内に捜査官は局長または県知事にその件を送致する。

違法行為者が略式処分のあった日から30日以内に略式処分に従い罰金を支払った時、その事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

違法行為者が略式処分に同意しなかった、または同意したが第三段に基づく期間内に罰金を支払わなかったときは、訴訟手続きを継続する。

第七二条

第六六条に基づく違法行為は、局長、警察庁長官またはその代理人、及び検察総長またはその代理人で構成される略式処分委員会が禁錮刑もしくは起訴が相当ではないと判断すれば、略式処分をする権限を有し、第七一条第二段、第三段及び第四段を準用する。

経過規定

第七三条

本法令に基づく労働安全・衛生・環境委員会が就任するまで、本法令の施行日に就任していた仏暦二五四一年労働保護法令に基づく労働安全・衛生・環境委員会が本法令に基づ

く委員会の任務を果たす。本法令に基づく労働安全・衛生・環境委員会は本法令の施行日から180日以内に任命があるようにする。

第七四条

法法令に基づく執行のための省令、布告または規則がまだ制定されていない間、仏暦二五四一年労働保護法令の第八条の内容に基づき制定された省令を準用する。

*手数料レート

- (一) 労働安全・衛生・環境面のサービス許可書 1部2万バーツ
- (二) 労働安全・衛生・慣用面の専門家の許可書 1部5000バーツ
- (三) 第九条及び第一三条に基づく登録証明書 1部5000バーツ
- (四) 許可書の代用書 1部500バーツ
- (五) 登録証明書の代用書 1部500バーツ
- (六) 許可書または登録証明書の延長 1回につき、その許可書または登録証明書の発行手数料と同額

(おわり)